

## 消防団の組織概要

会和7年4日1日現在

				•	<u> </u>	
都道府県名	奈良県	所在地	〒637-0006			
市町村名	五條市		五條市岡口1丁目3一1			
消防団事務所管	五條市役所危機管理課	電話番号(直通)	0747-22-4001(314)	FAX	0747-25-0629	
消防団名	五條市消防団	メールアドレス	kikikanri-shoubou@city.gojo.lg.jp			

		 分団数		23	分団	ホーム	ペーシ	žURI.	https	://www	w.cit	v.goio.lg.ip	/soshiki/kiki/syouboudan/15898.html
組織	うち機能別分団数		0	分団	SNSアカウント		J. 1.2	Xアカウント(@gojofc0119)					
	方面隊数		7	隊			ント				7.7.7.7	<u> </u>	
			57	部	,		÷ /51						
	班数		105	班									
			530	人		五條市	消防団組	旧締図				令和3年4月1日現在	
団員数	実員数		482	人		1118.15	יו עצו כא ביזי		1分団	1部 2部	五條地区	西川より東西川より西	
	男性団員数		471	人				第	5分団	1部 2部	牧野地区	中之 木ノ原・大沢	
	] — ——————————————————————————————————		11	人				1 方面		3部 4部		上之・北山 下之・釜窪・畑田	
		基本団員数		476	人	副 団 長		隊長	6分団	1部 2部 3部	宇智地区	今井・小島・六倉       岡       宇野・三在	
				0	人			地地長)		22分団	1部 2部	田園地区	田園1丁目・田園2丁目・田園3丁目・田園4丁目 田園5丁目・なつみ台
	その他の機能別団員数			6	人				第	2分団	1部 2部	野原地区	野原西・中(上田含む) 野原東
職業構成		国家公務員		0	人				2方面	3分団	1部 2部	南宇智地区	<u>霊安寺</u> 御山・丹原・生子
	地方公務員			46	人			(五條地		4分団	1部 2部 3部	阪合部地区	中・火打・山陰・黒駒・表野・大津・大野相谷・犬飼・上野 大深・田殿
		都道府県職員		2	人			長区		4 7分団 3	4部 1部		整注 · 阪合部新田 近内 · 西河内
				44	人			Ш	第 3		2部 3部 4部	北宇智地区	住川・木材団地・県営住宅 居伝・出屋敷・小山 小和
別団	 特殊法人等公務員に準ずる職員		哉員	3	人				方面	8分団	5部	大阿太地区	ス留野・西久留野 東阿田・西阿田・大野新田・原・山田
員		農協職員		0	人	市 - 消 団			隊長	9分団	1部 2部	南阿太地区	滝・車谷 南阿田・八田
数	 郵政職員		9	人	長	長長		第	10分団	3部 1部		<b>島野・湯谷市塚</b> 奥谷	
	その他		424	人				4 方		2部	白銀北地区	夜中・西新子       平沼田	
	普通消防ポンプ自動車		14	台			^ =	面隊長	11分団	2部 3部	白銀南地区	百谷 赤松・湯川 唐戸・尼ヶ生・ハツ川・十日市・鹿場・小古田・南山	
0		水槽付消防ポンプ自動車		0	台			副西吉 団野・	第5方面	13分団	1部		滝・老野・江出・神野
ポン	_。小	ポット ポ型 パ型		38	台			長区)		14分団	1部 2部 1部		北曽木 和田・屋那瀬 向加名生・大日川
プ	不型ショ			7	台				隊長	15分団	2部 3部		湯塩
	7 1			0	台				86方面隊長	16分団	1部	宗桧上地区	勢井・西日裏・川股・平雄・茄子原・本谷 永谷・立川渡
年額報酬	報酬額(階級:団員) 年額		年額	36,500	円					17分団	2部 3部		宗川野・西野 阪巻
				26 500				副大		18分団	1部 2部	宗桧下地区	川岸・陰地・津越・大峰・桧川迫
	(多有	(参考)交付税単価(階級:団員) 年額		36,500	円			世 世 医 ( )	第7方	19分団	1部 2部	+ +**	辻堂・殿野・閉君・宇井・堂平 清水・飛養曽・引土・赤谷
出動報		火災		8,000	円			l R ∪	面隊長	20分団	1部 2部 1部	大塔地区	小代・阪本・簾・天辻・猿谷・中原 中井傍示・惣谷・篠原
報酬		風水害等の災害		8,000	円			- 全	域	23分	· d	女性消防団員	災害等の支援活動他
	*"  						노 全	193	市役所支	2機隊	機能別消防団	昼間帯の火災等	

<sup>※1:「</sup>消防団の組織概要等の調査」による。 ※2:「年額報酬」「出動報酬」の額は、令和7年4月1日現在の条例で定める額。 「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。 定めがない場合又は年額支給の場合には「一」と記載。

<sup>※3:</sup>詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。